

考査項目別運用表

(総 括 監 督 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
2 施 工 状 況	Ⅱ 工 程 管 理	0.00			●評価対象項目 加減点＝2点×該当項目数÷全項目7
			☐	1	行政機関以外の第三者と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
			☐	2	行政機関と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
			☐	3	特定建設作業(騒音規制法及び振動規制法が定める一定規模以上の作業)を休日や夜間に行わなかった。または休日や夜間に行う特定建設作業の期間が最小となるように工程を調整した。
			☐	4	工程管理に不備がなかった。
			☐	5	災害復旧工事のほか、標準的な工期より短い工期が設定された工事を予定通り完成させた。
			☐	6	施工箇所が広範囲に点在している工事(施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの)を、遅延なく完成させた。
			☐	7	現場閉所による週休2日(4週8休以上)を達成した。
2 施 工 状 況	Ⅲ 安 全 対 策	0.00			●評価対象項目 加減点＝3点×該当項目数÷全項目6
			☐	1	安全対策の取組みが、OHSAS18001(労働安全衛生マネジメントシステム)又はISO45001等で認証されている。
			☐	2	下請混在現場において、総括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者を置いていた。
			☐	3	職長が中心となって、ツールボックスミーティングを行って安全対策を推進した。
			☐	4	KY活動で提案された安全対策を採用した。
			☐	5	安全協議会に参加していた。
			☐	6	工事用車両の通行に起因する交通事故を防止するための対策を行った。(臨時のカーブミラーの設置、すれ違い場所の拡幅や整地、通学路の路肩の草払いほか)
4 工 事 特 性	Ⅰ 施 工 条 件 へ の 対 応	0.00			●評価対象項目 加減点＝20点×該当項目数÷全項目15 (20点が上限)
					【Ⅰ 構造物の特殊性への対応】
			☐	1	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事
			☐	2	対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事
					【Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応】
			☐	3	地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
			☐	4	周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
			☐	5	周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
			☐	6	現道上での交通規制に大きく影響する工事
			☐	7	緊急時に対応が特に必要な工事
			☐	8	施工箇所が広範囲にわたる工事(施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの)
			☐	9	特殊な海上工事、圧気ケーソンその他の危険を伴う工事
					【Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応】
			☐	10	特殊な地盤・地理的条件への対応が必要な工事
			☐	11	雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
			☐	12	急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
			☐	13	動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
			☐	14	厳しい海象条件の下で行う工事
					【Ⅳ 長期工事における安全確保への対応】
			☐	15	工期が12ヶ月を超える工事において、工事事故(工事関係者事故及び公衆損害事故)に関する法令遵守等の減点がなかった工事

考査項目別運用表

(総 括 監 督 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
6 社 会 性 等	I 地 域 へ の 貢 献	0.00			●評価対象項目 加減点＝10点×該当項目数÷全項目7
			☐	1	工事現場周辺(現場と同じ大字(市内の場合は町)の範囲をいう。以下同じ。)の共有用地や共有施設(学校、バス停を含む)の整備や修繕等を行った。
			☐	2	工事現場周辺で一般向けの憩いのサービスを提供した(トイレの開放、観光案内、木陰のベンチほか)。
			☐	3	当該工事に関する広報(SNSによる電子版を含む)を行った。
			☐	4	工事現場周辺で、除草又は清掃等の美化作業を行った。
			☐	5	工事現場周辺の地域の行事に参加若しくは協賛し、又は準備の支援をした。
			☐	6	工事現場周辺の地域がかかえる課題に対して協力活動を行った。
			☐	7	指定主要資材7品目に該当する資材はすべて県産材を使用した。
7 法 令 遵 守 等	I 法 令 遵 守 等	0			●評価対象項目 (0点～－20点)
			☐	6	指名停止3ヶ月以上 (－20点)
			☐	7	指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 (－15点)
			☐	8	指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 (－13点)
			☐	9	指名停止2週間以上1ヶ月未満 (－10点)
			☐	10	文書注意 (－8点)
			☐	11	口頭注意 (－5点)